

契 約 説 明 書

入札順 4／5 午後

工事名	上の谷集会所太陽光発電設備設置工事
工事場所	豊田郡大崎上島町沖浦
入札(予定)年月日	令和7年7月8日(火) 13時30分
入札場所	大崎上島町役場本庁入札室
予定工期	着手 契約締結の日の翌日 完成 令和8年2月28日
特約事項	前金払 : 有 (4/10以内) 中間前金払 : 有 (2/10以内) 部分払 : 有 (9/10以内、支払限度回数1回)
最低制限価格	有
契約保証金	要
その他	・大崎上島町財務規則、建設工事執行規則及び建設業法等関係法令の定めるところによる。

入 札 条 件

1 入札保証金

大崎上島町財務規則第98条第2項の規定により、免除する。

2 契約保証金

- (1) 請負人は、契約の締結と同時に次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、(オ)の場合においては、履行保証保険締結後、直ちにその保険証券を町長に寄託しなければならない。
 - (ア) 契約保証金の納付
 - (イ) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (ウ) 契約による債務の不履行により生じる損害金の支払いを保証する銀行、町長が確実と認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (エ) 契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (オ) 契約による債務の不履行により生じる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- (2) 契約の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額及び保証の額は、請負代金額の10分の1とする。
- (3) 契約保証金及び契約保証金の納付に代えて提供された担保は、契約履行完了後に還付する。なお、契約保証金については、工事又は給付の完了の確認又は検査が終了したのち、契約の相手方から入札(契約)保証金還付請求書の提出を受けてこれと引換えに還付するものとする。
- (4) 契約保証金には、利子は付さない。

3 入札執行上の注意事項

- (1) 入札執行中は、入札執行者が特に必要と認めた場合を除き、入札室の出入りを禁止する。
- (2) 入札執行中は、入札者の私語、放言等は禁止する。
- (3) 入札室には入札に必要な者以外は入室してはならない。ただし、入札執行者が特に必要と認めた場合又は共同企業体を結成している場合は2名まで入室を可とする。
- (4) 入札書の記載事項について訂正し、挿入し、又は削除したときは、その箇所に印を押さなければならない。
- (5) 提出された入札書及び工事費内訳書の書換え、引替え、又は撤回は、認めない。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札価格とし、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 代理入札

入札者の代理人として入札しようとする者は、あらかじめ委任状を提出して代理人として確認を受けなければならない。

5 工事費内訳書について

- (1) この工事は、入札参加者から入札時に工事費内訳書の提出を求める工事である。入札の際

に、工事費内訳書の提出がない場合、入札に参加することができない。

工事費内訳書の提出方法等については、書面により工事費内訳書を作成し、次の事項を記載し、入札書を提出する際に提出すること。

- (ア) 提出者の商号又は名称及び代表者名
- (イ) 当該入札等に係る建設工事等の名称及び場所
- (2) 工事費内訳書については、本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載を求めるが、様式は指定しないものとする。
- (3) 提出された工事費内訳書が次のアからエまでのいずれかに該当する場合には、その者は資格要件を満たしていないものとみなし、その者が行った入札を無効とする。
 - (ア) 記名押印がない場合
 - (イ) 工事名に誤りがある場合
 - (ウ) 本工事・附帯工事内訳書（種別程度）の記載がない場合
 - (エ) 入札書に記載した価格と入札時に提出された工事費内訳書に記載している工事費総額が相違している場合
- (4) 入札参加者は、適切な見積りに基づいて入札するよう努めなければならない。
- (5) 入札後、落札業者が不良・不適格な業者と疑われるに至った場合及び低入札価格調査を行う場合並びに当該工事において談合があると疑うに足る事実があると認められる場合においては、提出された工事費内訳書の内容を確認するものとする。談合があると疑うに足る事実があると認められた場合には、必要に応じ提出された工事費内訳書を公正取引委員会等に提出するものとする。
- (6) 工事費内訳書の作成に要する費用は、提出者の負担とする。
- (7) 提出された工事費内訳書は、返却しないものとする。

6 落札者の決定

- (1) 落札者は、町の予定価格以内で最低価格の入札をした者とする。ただし、最低制限価格の設定のある場合は、予定価格以内であって最低制限価格以上の最低価格の入札をした者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合、くじ引きを拒否することはできない。

7 無効入札に関する事項

次に該当する場合は、その入札を無効にする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したとき。
- (2) 工事名に誤りがある場合
- (3) 記名押印のない入札
- (4) 金額を訂正した入札
- (5) 入札が取り消すことができる無能力者の意志表示であるとき。
- (6) 契約担当職員が定めた入札に関する条件に違反したとき。
- (7) 入札者が2以上の入札をしたとき。
- (8) 他人の代理を兼ね、又は2人以上の代理をして入札をしたとき。
- (9) 入札者が連合（談合）して入札をしたとき、その他入札に際して不正の行為があったとき。
- (10) 必要な記載事項を確認できない入札をしたとき。
- (11) 工事費内訳書の提出がないとき。

8 再度入札

再度入札は、行わない。

9 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札時までいつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、次に掲げるところにより行うものとする。
 - (ア) 入札前にあっては、その旨の書面を契約担当者等に直接持参するか郵送するものとする。
 - (イ) 入札中にあっては、その旨を入札書に記載し入札箱に投入するものとする。
- (3) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

10 入札の打ち切り

指名競争入札を打ち切る場合は、次に掲げるところにより行うものとする。

- (1) 入札前にあっては、指名を受けた者が1人を残し他の指名を受けた者が辞退した場合
- (2) 入札中（再度入札を除く。）にあっては、入札参加者1人を残し他の参加者が辞退し又は無効となった場合

11 建設リサイクル法関係書面の提出

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年度法律第104号。以下「法」という。）第9条第1項に規定する「**対象建設工事**」（下記《**対象建設工事の定義**》参照）を請け負おうとする者は、法第12条第1項に基づき、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について記載した書面を交付して説明しなければならない。

また、請負契約の当事者は、法第13条及び「特定建設資材に係る分別解体等に関する省令」（平成14年国土交通省令第17号。以下「省令」という。）第4条に基づき、①分別解体等の方法、②解体工事に要する費用、③再資源化等をするための施設の名称及び所在地、④再資源化等に要する費用について、請負契約に係る書面に記載し、署名又は記名押印して相互に交付しなければならない。

このため、対象建設工事の落札者は、次の事項に留意し、落札決定通知の日から**4日以内**に、発注者（工事担当課）に対して、「法第12条第1項に基づく書面」を提出し、法第10条第1項第1号から第5号までに掲げる事項について説明した後、発注者（契約担当課）に対して、「法第13条及び省令第4条に基づく書面」を提出しなければならない。

対象建設工事の落札者がこれらの書面をこの期間内に提出しない場合、契約を締結することができないものとし、落札者が落札しても契約を締結しないもの（契約締結拒否）として取扱う。この場合、当該落札者は、契約保証の措置を行うために要する費用その他一切の費用について、発注者に請求できない。

- (1) 「法第12条第1項に基づく書面」は、別紙様式（12条関係様式）により作成すること。
- (2) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」は、別紙様式（13条関係様式）により作成すること。
- (3) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「解体工事に要する費用」及び「再資源化に要する費用」は直接工事費とすること。
- (4) 「法第13条及び省令第4条に基づく書面」中の「再資源化に要する費用」は、特定建設

資材廃棄物の再資源化に要する費用とし、再資源化施設への搬入費に運搬費を加えたものとする。

《対象建設工事の定義》

「対象建設工事」とは、次の（ア）に示す特定建設資材を使用した若しくは使用する予定又は特定建設資材の廃棄物が発生する（イ）の工事規模の建設工事をいう。

（ア）特定建設資材（１品目以上）

- ① コンクリート
- ② コンクリート及び鉄から成る建設資材
- ③ 木材
- ④ アスファルト・コンクリート

（イ）工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物解体工事	床面積の合計 80㎡以上
建築物新築・増築工事	床面積の合計 500㎡以上
建築物修繕・模様替工事	請負代金の額 1億円以上
建築物以外の工作物工事	請負代金の額 500万円以上

（注）解体・増築の場合は、各々解体・増築に係る床面積をいう。

12 現場代理人届並びに工程表の届出

現場代理人届並びに工程表については、契約締結後14日以内に届け出ること。

13 建設業退職金共済制度について

受注者は、工事に係る建設業退職金共済制度における共済証紙（以下「共済証紙」という。）を購入した場合（工事請負契約の変更等により追加購入した場合も含む。）は、購入状況を工事完成時まで発注者に書面で報告するものとする。この報告に当たっては、共済証紙を販売する金融機関が発行する発注者用掛金収納書を添付するものとする。

14 その他の留意事項

- (1) 刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律を遵守し、入札の公正を害する行為は行わないこと。
- (2) 建設業法に違反する一括下請契約、いわゆる裏ジョイント契約その他不適切な形態により工事を実施する等契約当事者間の信頼を損なう行為は行わないこと。
- (3) 入札に際し、不正な行為又は疑惑を招く行為は行わないこと。

15 質問書の提出

入札に参加しようとする者は、入札閲覧仕様書（契約条項、仕様書、図面等をいう。）に関して質問がある場合は、次により入札閲覧仕様書に関する質問書を提出することができる。

(1) 提出方法

書面又はFaxにより大崎上島町総務課行政係に提出すること。

(2) 提出期限

原則、質問書は、入札日の前週金曜日（入札日が月曜日又は月曜日が閉庁日の場合は、前週木曜日）の午前中までに提出すること。

大 崎 上 島 町

令和 7 年度

上の谷集会所太陽光発電設備設置工事

仕 様 書

単町

当初

施工箇所 豊田郡大崎上島町沖浦

大崎上島町

番号	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
	上の谷集会所 太陽光発電設備設置工事							
A	建 築 工 事		1	式				
B	電 気 設 備 工 事		1	式				
	(小 計)							
	共 通 仮 設 費		1	式				
	現 場 管 理 費		1	式				
	一 般 管 理 費		1	式				
	合 計							
	消 費 税							
	総 合 計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単 位	単 価	金 額	備 考	
2	屋根改修工事							
	《撤去工事》							
	既存屋根撤去	コンクリート瓦	155.00	m ²				
	既存屋根撤去	下葺き撤去等	155.00	m ²				
	役物撤去	棟瓦	15.10	m				
	軒樋撤去		30.26	m				
	竪樋撤去		19.00	m				
	《屋根工事》							
	下地野地板等腐食部処置		155.00	m ²				
	下地合板新設		155.00	m ²				
	アスファルトルーフィング	940	155.00	m ²				
	カラーベスト葺き新設		155.00	m ²				
	カラー鋼板曲げ役物	軒先ケラバ水切り	50.70	m				
	カラー鋼板曲げ役物	棟包	15.20	m				
	軒樋新設	半丸	35.80	m				
	竪樋新設	60 φ	25.20	m				
	軒樋竪樋役物	集水器、接手等	1.00	式				
	小計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考	
3	発生材処理工事							
	【とりこわし発生材積込】							
	発生材積込	がれき類	5.20	m3				
	〃	アスファルト類	0.40	m3				
	〃	木類	0.20	m3				
	〃	金属くず	0.10	m3				
	【とりこわし発生材運搬】							
	発生材運搬	がれき類	5.20	m3				
	〃	アスファルト類	0.40	m3				
	〃	木類	0.20	m3				
	〃	金属くず	0.10	m3				
	島外搬出費		1.00	式				
	【とりこわし発生材処分】							
	発生材処分	がれき類	11.00	t				
	〃	アスファルト類	0.50	t				
	〃	木類	0.30	t				
	〃	金属くず	0.20	t				
	小計							

番号	名 称	摘 要	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1	太 陽 光 発 電 設 備						
	太陽光モジュール		12.0	枚			
	蓄電システム		1.0	式			
	専用リモコン		1.0	個			
	蓄電システム専用ケーブル		1.0	式			
	ブレーカー	ELCB3P50/30A	1.0	個			
	自動切替器収容ボックス		1.0	個			
	開閉器函	MCCB3P50/50A	1.0	個			
	モジュール取付費		1.0	式			
	発電システム工事費		1.0	式			
	リモコン取付費		1.0	式			
	設定・試運転費		1.0	式			
	電線	IE 2.0×1 管内	9.0	m			
	電線	IE 5.5×1 管内	8.0	m			
	ケーブル	CE 3.5-2C 管内	5.0	m			
	ケーブル	CE 8-2C 管内	3.0	m			
	ケーブル	CE 8-3C 管内	16.0	m			
	専用ケーブル	管内	10.0	m			
	硬質ビニル管	VE 16 露出	5.0	m			
	硬質ビニル管	VE 28 露出	15.0	m			
	金属可とう電線管	F38WP	5.0	m			
	金属線ぴ	MM1-A	9.0	m			
	金属線ぴ	MM1-B	4.0	m			
	金属線ぴ附属品	MM1-A 1個用スイッチボックス	1.0	個			
	プルボックスPB-W	200×200×200 VE	1.0	個			
	プルボックスPB-W	150×150×150 VE	1.0	個			
	接地材 ED	14φ×1.5m (D種)	1.0	ヶ所			
	はつり補修	50φ	2.0	ヶ所			

上の谷集会所

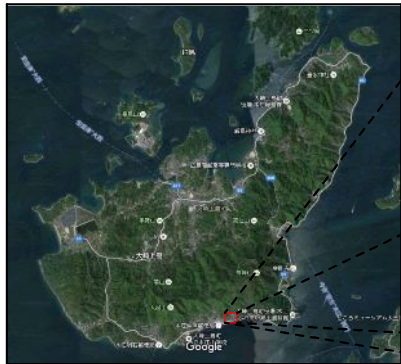
太陽光発電設備設置工事

建築図		
図番	図面名称	縮尺
A - 0 1	建築改修工事特記仕様書 1	-
A - 0 2	建築改修工事特記仕様書 2	-
A - 0 3	配置図 付近見取り 平面図	1/200・100
A - 0 4	屋根伏図 立面図	1 / 100

電気設備図		
図番	図面名称	縮尺
E - 0 1	電気設備 特記仕様書	-
E - 0 2	配置図 付近見取り図	1/200
E - 0 3	太陽光発電設備 機器姿図	-
E - 0 4	太陽光発電設備 システム系統図、既設盤結線図	-
E - 0 5	太陽光発電設備 平面図・屋根伏図	1/100

縮小率 A 3 版 1 0 0 %
A 1 版 2 0 0 %

[illegible]



付近見取り図

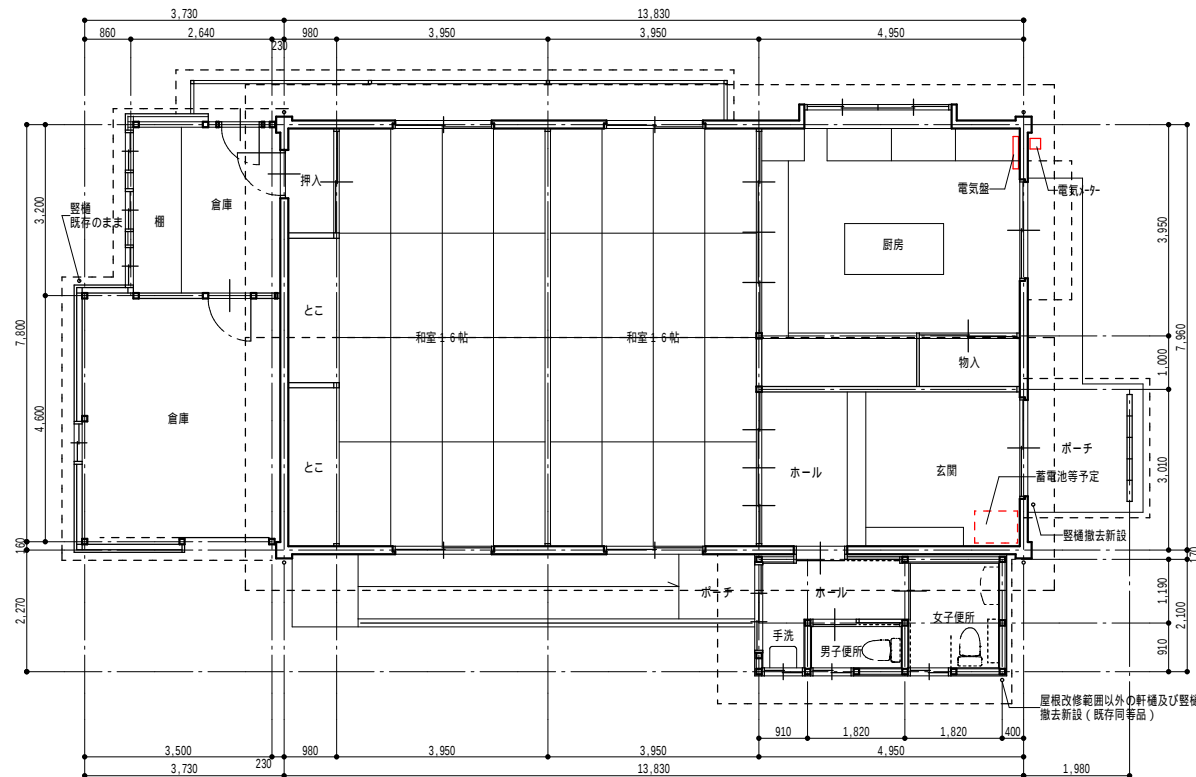


上の谷集会所
住所 大崎上島町沖浦乙1272番地2

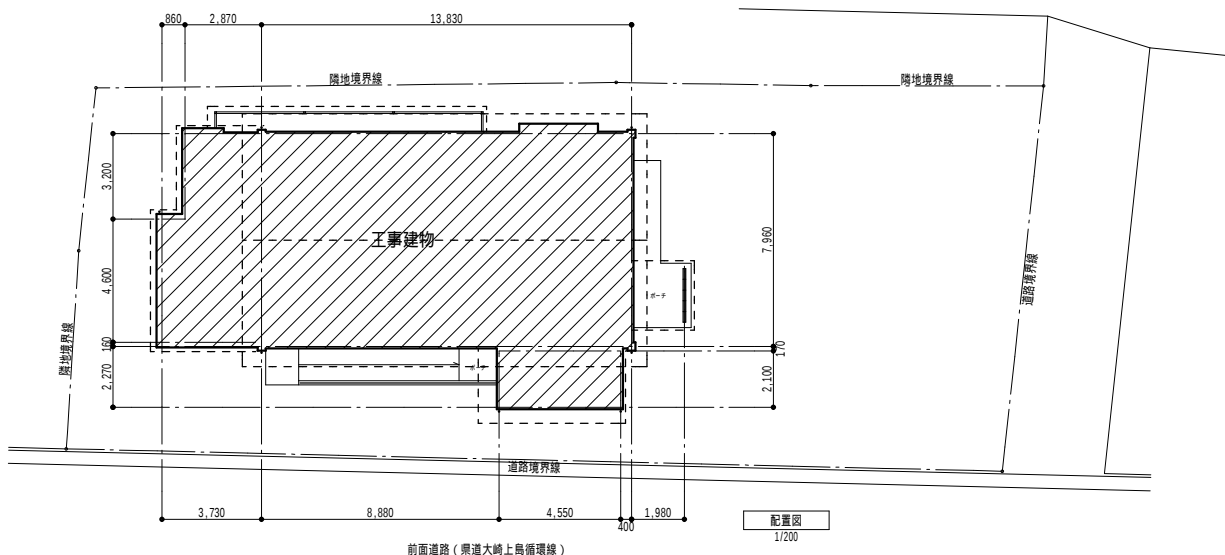
計画建物



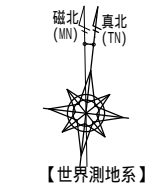
周辺見取り



平面図
1/150



配置図
1/200



【世界測地系】

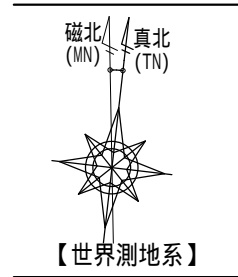
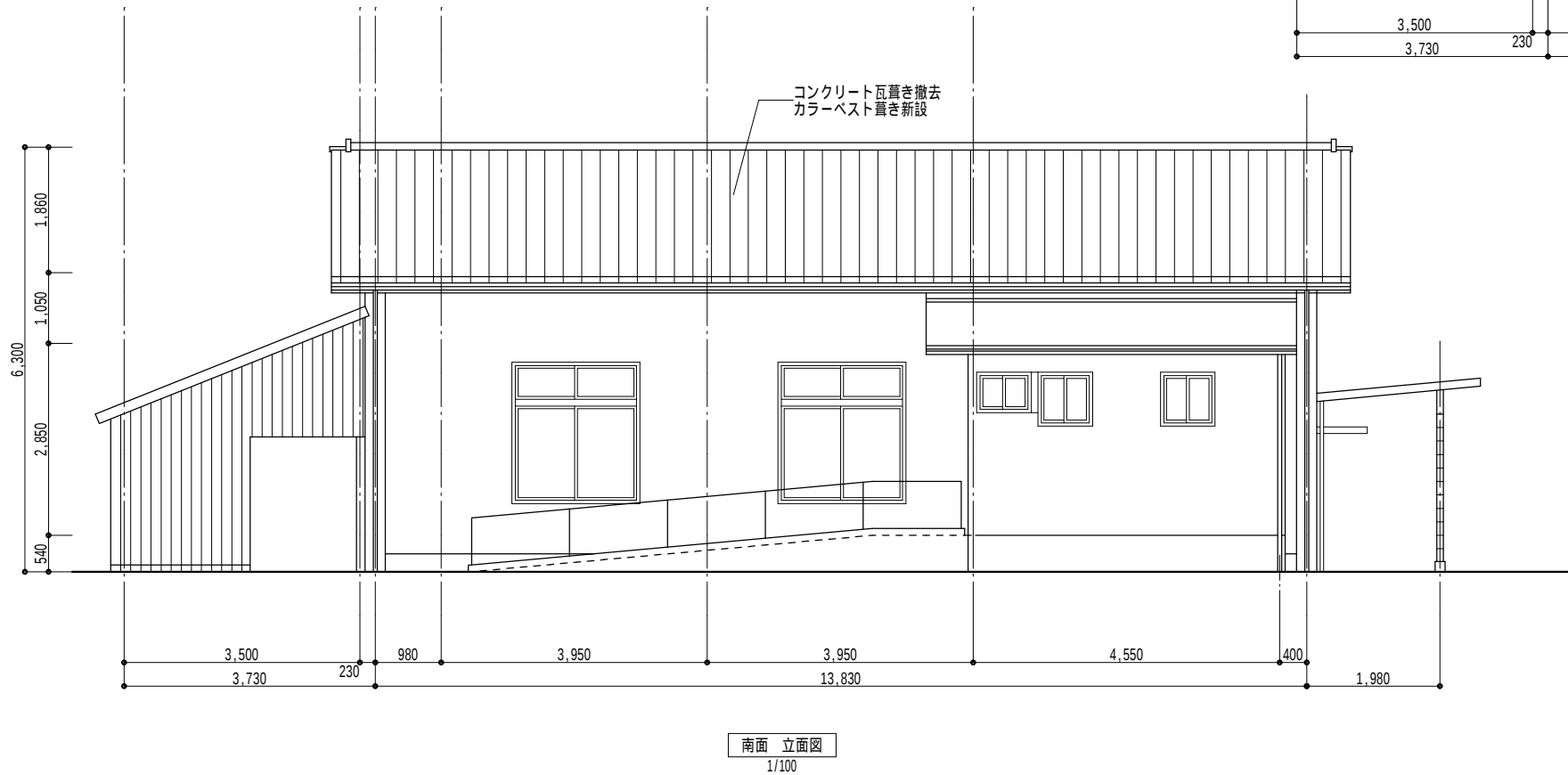
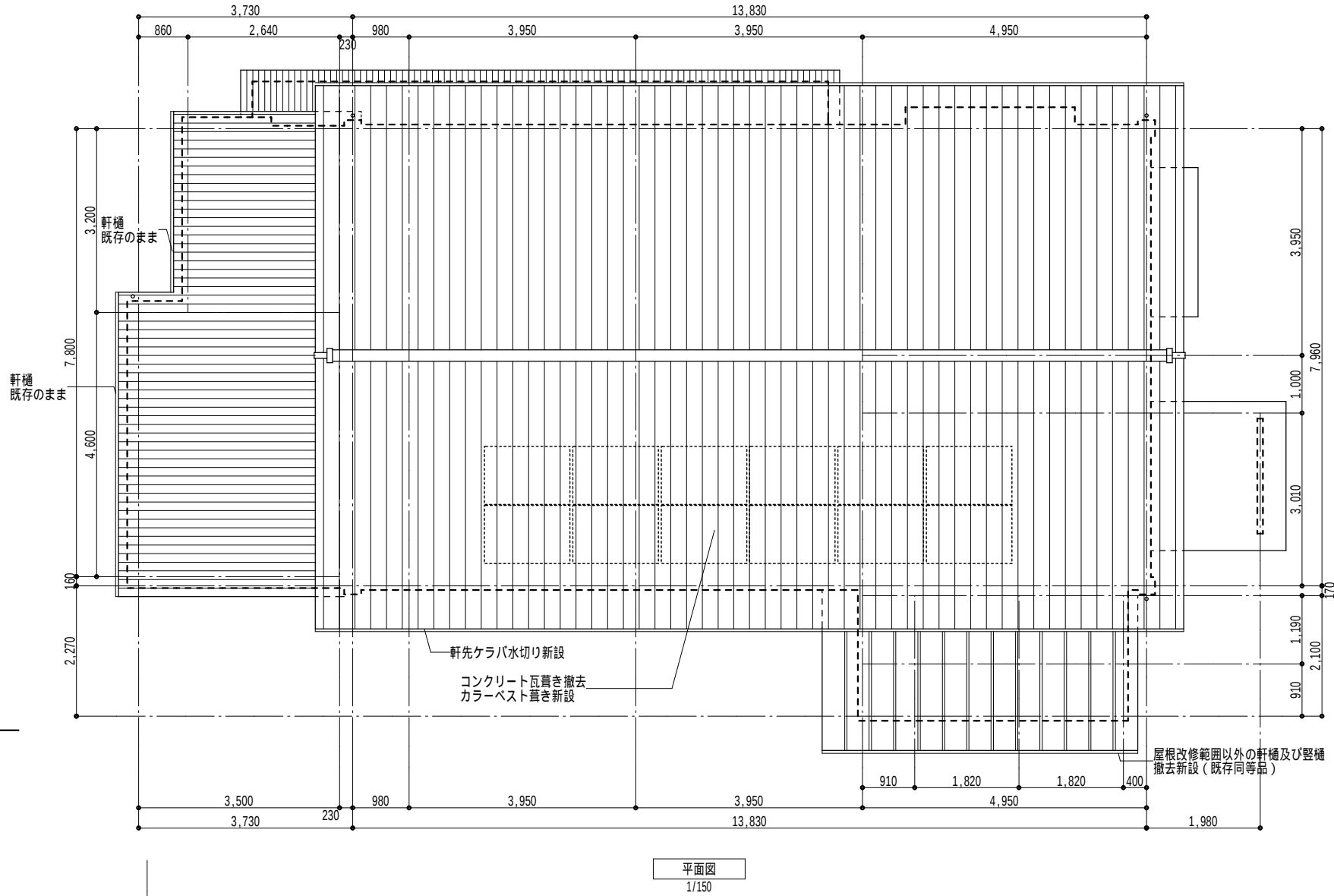
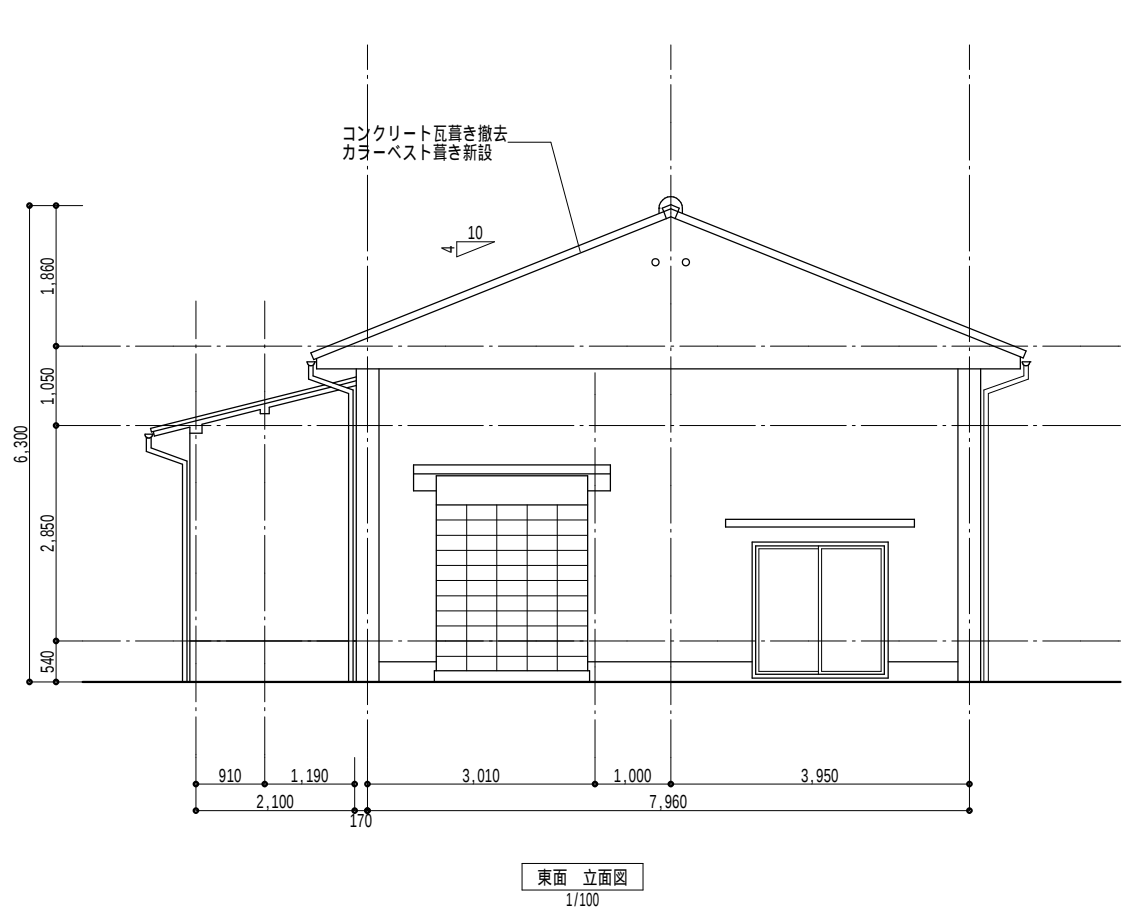
今回工事

- 太陽光発電システム設置
- 屋根改修工事

仕上表

A 外部仕上
外壁 : サイディング貼り一部ラスモルタルの上、タイル張り

屋根 : 合板下地アスファルトルーフィング下地 コンクリート瓦置き
下地 合全撤去 (野地板除く) 耐水合板 <9> 増し張下地アスファルトルーフィング下地
カラーベスト置き (棟、軒先水切り等役物撤去新設 (カラー鋼板)) 新設
軒柱及び壁柱撤去新設 (既存同等品) 屋根改修に係わる範囲
野地板下地については、現地地下状況を確認の上、撤去等必要な場合の範囲は決定とする。
(想定は全面増し張)
屋根改修及びパネル設置等必要に応じた足場を設置すること。
その他 : 上記屋根改修範囲以外の軒柱及び壁柱一部撤去新設 (既存同等品)



今 回 工 事	
1 .	太陽光発電システム設置
2 .	屋根改修工事
仕 上 表	
A	外部仕上
外壁	: サイディング貼り一部ラスモルタルの上、タイル張り
屋根	: 合板下地アスファルトルーフィング下地 コンクリート瓦葺き 下地共全撤去（野地板除く）耐水合板<9>増し張下地アスファルトルーフィング下地 カラーベスト葺き（棟、軒先水切り等役物撤去新設（カラー鋼板））新設 軒樋及び豎樋撤去新設（既存同等品）屋根改修に係わる範囲 野地板下地については、現地地下地況を確認の上、撤去等必要な場合の範囲は決定とする。 （想定は全面増し張） 屋根改修及びパネル設置等必要に応じた足場を設置すること。
その他	: 上記屋根改修範囲以外の軒樋及び豎樋一部撤去新設（既存同等品）

Ⅰ.工 事 概 要 等		一般共通事項																																															
1. 工事名称 上の谷集会所 太陽光発電設備設置工事																																																	
2. 工事場所 広島県豊田郡太田島町沖浦乙1272番地2																																																	
3. 建物概要																																																	
<table><tr><th>建 物 名 称</th><th>構 造</th><th>階 数</th><th>建築基準法による延べ面積 (㎡)</th><th>消防法施行令別表第一の区分</th><th>備 考</th></tr><tr><td>上の谷集会所</td><td>木造</td><td>平屋</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>		建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考	上の谷集会所	木造	平屋																																							
建 物 名 称	構 造	階 数	建築基準法による延べ面積 (㎡)	消防法施行令別表第一の区分	備 考																																												
上の谷集会所	木造	平屋																																															
4. 工事種目 (○印の付いたものが対象工事種目)																																																	
<table><tr><th>建物別及び屋外工事種目</th><th>工 事 種 別</th></tr><tr><td>・ 電灯設備</td><td>上の谷集会所</td></tr><tr><td>・ 動力設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 電熱設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 富保護設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 受変電設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 電力貯蔵設備</td><td></td></tr><tr><td>○ 発電設備</td><td>新設一式</td></tr><tr><td>・ 構内情報通信網設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 構内交換設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 情報表示設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 映像・音響設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 拡声設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 誘導支援設備</td><td></td></tr><tr><td>・ テレビ共同受信設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 監視カメラ設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 駐車場管制設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 防犯・入退室管理設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 火災報知設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 中央監視制御設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 医療関係設備</td><td></td></tr><tr><td>・ 構内配電線路</td><td></td></tr><tr><td>・ 構内通信線路</td><td></td></tr></table>		建物別及び屋外工事種目	工 事 種 別	・ 電灯設備	上の谷集会所	・ 動力設備		・ 電熱設備		・ 富保護設備		・ 受変電設備		・ 電力貯蔵設備		○ 発電設備	新設一式	・ 構内情報通信網設備		・ 構内交換設備		・ 情報表示設備		・ 映像・音響設備		・ 拡声設備		・ 誘導支援設備		・ テレビ共同受信設備		・ 監視カメラ設備		・ 駐車場管制設備		・ 防犯・入退室管理設備		・ 火災報知設備		・ 中央監視制御設備		・ 医療関係設備		・ 構内配電線路		・ 構内通信線路			
建物別及び屋外工事種目	工 事 種 別																																																
・ 電灯設備	上の谷集会所																																																
・ 動力設備																																																	
・ 電熱設備																																																	
・ 富保護設備																																																	
・ 受変電設備																																																	
・ 電力貯蔵設備																																																	
○ 発電設備	新設一式																																																
・ 構内情報通信網設備																																																	
・ 構内交換設備																																																	
・ 情報表示設備																																																	
・ 映像・音響設備																																																	
・ 拡声設備																																																	
・ 誘導支援設備																																																	
・ テレビ共同受信設備																																																	
・ 監視カメラ設備																																																	
・ 駐車場管制設備																																																	
・ 防犯・入退室管理設備																																																	
・ 火災報知設備																																																	
・ 中央監視制御設備																																																	
・ 医療関係設備																																																	
・ 構内配電線路																																																	
・ 構内通信線路																																																	
5. 指定部分 無し ・ あり (工期 令和 年 月 日)																																																	
対象部分： (改修工事の場合の部分使用 無し ・ あり)																																																	
Ⅱ. 工 事 仕 様																																																	
1. 共通仕様																																																	
(1) 特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁官繕部の「公共建築工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版) 」 (ただし改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書 (電気設備工事編) (令和 4 年版) 」 (以下「標準仕様書」という) 及び「公共建築設備工事標準準則 (電気設備工事編) (令和 4 年版) 」 (以下「標準図」という) による。																																																	
(2) 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。																																																	
(3) 本工事は工事中及び完成後に必要に応じ次の調査を行うため、発注者より連絡があれば対応すること。																																																	
ア 公共事業労務費調査、工事に実施 (調査票の記入提出、発注者実施への協力等)																																																	
イ 契約不適合調査、建設工事請負契約約款第 4 6 条の 5 に定める期間内																																																	
2. 特記仕様																																																	
(1) 項目は、番号に。○印の付いたものを適用する。																																																	
(2) 特記事項のうち選択する事項は。○印の付いたものを適用する。ただし、○印のない場合は 印を適用する。																																																	
(3) 標準仕様書で「特記がなければ、」以下に具体的な材料・品質性能・工法検査方法を明示している場合において、それらが関係法令等 (条例含む) に抵触する場合には、関係法令等の遵守 (1. 1. 1. 3) を優先する。																																																	
項 目 特 記 事 項																																																	
① 施工図等	別契約の関係工事との取合いを十分に打合せ、各現場代理人承認の上で提出する。なお、当該建物の取得する施工図の著作権に係わる当該建築物に際る使用権は、発注者に移譲するものとする。 現場説明書による。 建築工安全施工技術指針及び建設工事公衆安全防対策要綱を参考に、工事現場の安全対策に関する具体的な工事安全計画書を監督職員に提出する。 施工に先立ち、改修工事関連 (施工部位により既存性能を損なうおそれのある) 部分の事前調査を行い監督職員に報告書を出す。 調査を行う前に監督職員に調査計画書を出す。 撤去する機器類等について、製造年、品番等を確認し特別管理産業廃棄物の有無を調査し、監督職員に報告する。・微量 PCB 含有有機質 (・変圧器) ・アスベスト含有設備資材 (・配線用遮断器) 引渡しを要するもの 無 ・有 (・金属類 ・盤類 ・電線 ・ケーブル) 特別管理産業廃棄物 無 ・有 ・本工事に於いて調査を行う。 (・ PCB 使用機器 ・アスベスト含有設備資材 (・配線用遮断器)) 特別管理産業廃棄物は関係法令に従い適切に処理する。 工事中、特別管理産業廃棄物が発生すると判明した場合、その処理方法は監督職員と協議する。 PCB 使用機器 無 有 ・未調査 分析費 (別述 ・本工事) 撤去する PCB 使用機器の分析を行う。 分析費 (別述 ・本工事) PCB 小機器収納容器 (別述 ・本工事 (用途)) アスベスト含有設備資材 無 有 ・未調査 撤去するアスベスト含有設備資材の分析を行う。 分析費 (別述 ・本工事) 放射物質を含むイオン化式感知器 無 有 製造業者又は販売業者に回収を委託する。 (・ 別述 本工事) 六フッ化硫黄 (SF 6) ガス 無 有 ガス地線開閉器、ガス絶縁変圧器等受変電機器に含まれる SF 6 ガスは、製造者又はガス回収業者に抜き取り及び処理を委託する。 再生資源化を図るもの 無 有 (・蛍光管 ・ H I D ランプ ・小型二次電池) (1) 本工事で発生した建設廃棄物は、広島県 (環境県民局) 及び保健所設置政令市 (広島市、呉市、福山市) が、廃棄物処理法に基づき許可した適正な施設 (許可対象とならない中間処理施設) において、廃棄物処理法に定められた基準に従った適正な施設で処理すること。ただし、建設廃棄物が、磁石等 (選別を含む) により、有用物となった場合、その用途に応じて適切に処理するものとする。 (2) 本工事における再生資源化に要する費用 (運搬費を含む処分費) は、 (1) に掲げる施設のうち受入れ条件が合うものの中から、運搬費と受入費 (平日の受入費用) の合計が最も経済的なものを見込んでいく。従って、正当な理由がある場合を除き再生資源化に要する費用 (単価) は変更しない。 (3) 本工事で発生する建設廃棄物のうち、広島県内の最終処分場に入棄する建設廃棄物については、広島県産業廃棄物埋立税が課税されるので、適正に処理すること。なお、本工事では、広島県産業廃棄物埋立税相当額を見込んでいる。 (1) 本工事に使用する機材等は、設計図書に定める品質及び性能の他、通常有すべき品質及び性能を有するものとする。ただし、製造業者等が記載されている場合に同等品を使用する場合は、あらかじめ監督職員の承認を受ける。 また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法) に基づき策定された「広島県グリーン購入方針」に掲載されている品目については、他の特記事項及び図面表記の範囲内で、環境負荷を低減できる材料を優先的に選定するよう努めるものとする。 (2) 別表・1 に示す機材等を使用する場合は、次の から すべての事項を満たす証明となる資料を提出して監督職員の承認を受ける。ただし、次の から すべての事項を評価された事を示す外部機関が発行する書面を提出し監督職員の承認を受けた場合は証明となる資料等の提出を省略することができる。 品質及び性能に関する試験データを整備していること。 生産施設及び品質の管理を適切に行っていること。 安定的な供給が可能であること。 法令等 で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 販売、保守等の営業体制を整えていること。 (1) 工事完成図書引渡書 A 4 版 2 部 (2) 完成図書 1 部 (3) 完成図面・施工図面二折り A 3 版製本 1 部 (4) 縮小完成図面・施工図面二折り A 4 版製本 2 部 (5) 工事写真 (工事中写真 A 4 版) 1 部 (完成写真 A 4 版) 2 部 (6) 電子成果品 (電子納品) C D ・ R 2 部 (7) 工事監理図書 A 4 版 1 部 (8) 工事概要調査 A 4 版 2 部 (9) 諸官庁届出書類一覧表 A 4 版 1 部 諸官庁届出書類 (正) A 4 版 1 部 (10) 運転操作説明書 A 4 版製本・取扱説明書 1 部 (11) 展開接続図 A 3 版製本 部 (12) 保全管理台帳 A 4 版、設備台帳 A 4 版 部 (13) 型式台帳 式 型式台帳は、監督職員が指定する様式で作成する。建物で使用する部材、機器を記入し提出すること。 建築工事に伴う工事の提出部数は、建築工事に合わせる。 工事写真は「設備工写真作成要領」によるほか監督職員の指示による。 完成図は、原則、C A D にて修正を行い、図面枠内の適当な位置に「完成図」と表示する。 本工事で設置する、外部足場 (種) ・内部足場 (種) 「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づく足場のせちにあたっては、同ガイドラインの別紙 1「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」における 2 の (2) 手すり据え置き方式又は (3) 手すり専用足場方式により行う。 本工事に必要な工事用電力、水及び諸手続きなどの費用はすべて受注者の負担とする。 本工事で設置する 現場説明書の施工条件明示による ・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に設置 はつり工事及び穿孔作業を行う場合は、事前に非破壊検査を行い監督職員に報告する。原則として調査方法は直走式埋設物調査 (電磁誘導法又は電磁レゾナ法) とする。放射線透過検査等による埋設物の調査を実施する場合、範囲は監督職員の指示による。 放射線透過検査の検査費は別途とする。 穿孔機械を使用し、既存躯体に穿孔する場合は、金属探知により電源供給が停止できる付属装置等を用いて施工すること。 施設後確認試験 試験方法 引張試験機による引張り試験 確認強度 対象機器ごとのアンカー・ボルト 1 本に作用する引抜き力以上 試験箇所数 1 施工単位に対し 1 本以上 対象機器 (・配電盤 ・非常用発電機 ・直流電源装置 ・変圧器 ・) 最大電力 5 0 0 k W 以上の場合においても、第 1 種電気工事士により施工を行う。 設備機器の固定は次に示す設計用地震力に耐える方法とする。 ただし、重量 1 k N 以上の一般機器については、製造業者の指定する固定方法を採用する場合は、この限りではない。 (1) 機器の据付け及び取付け 設計用水平地震力は、機器重量 [k N] に、地域係数 (・ 1. 0 0. 9 ・ 0. 8) と次に示す設計用標準水平震度を乗じたものとする。 設計用標準水平震度																																																
② 電線類	設置場所 機器種別 特定の施設 一般の施設 重要機器 一般機器 重要機器 一般機器 上層階 機 器 2. 0 1. 5 1. 5 1. 0 防振支持の機器 2. 0 2. 0 2. 0 1. 5 屋上及び塔屋 水 槽 類 2. 0 1. 5 1. 5 1. 0 機 器 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6 中間階 防振支持の機器 1. 5 1. 5 1. 5 1. 0 水 槽 類 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6 機 器 1. 0 0. 6 0. 6 0. 4 地下及び 1 階 防振支持の機器 1. 0 1. 0 1. 0 0. 6 水 槽 類 1. 5 1. 0 1. 0 0. 6 上層とは 2 ～ 6 階建の場合は最上階、 7 ～ 9 階建の場合は上層 2 階、																																																



付近見取り図

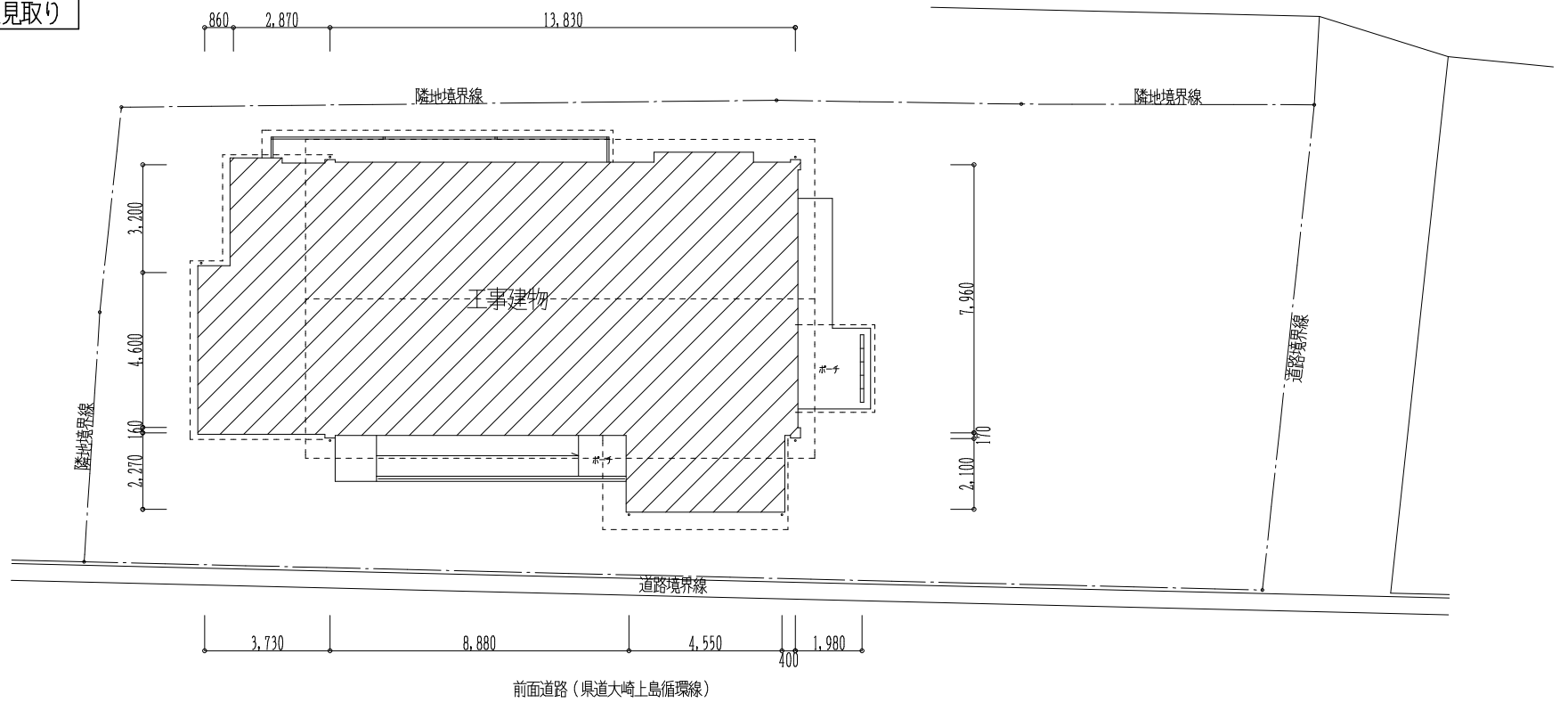


上の谷集会所
住所 大崎上島町沖浦乙1272番地2

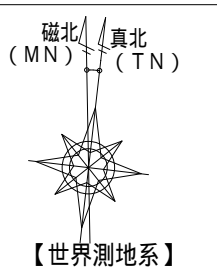
計画建物

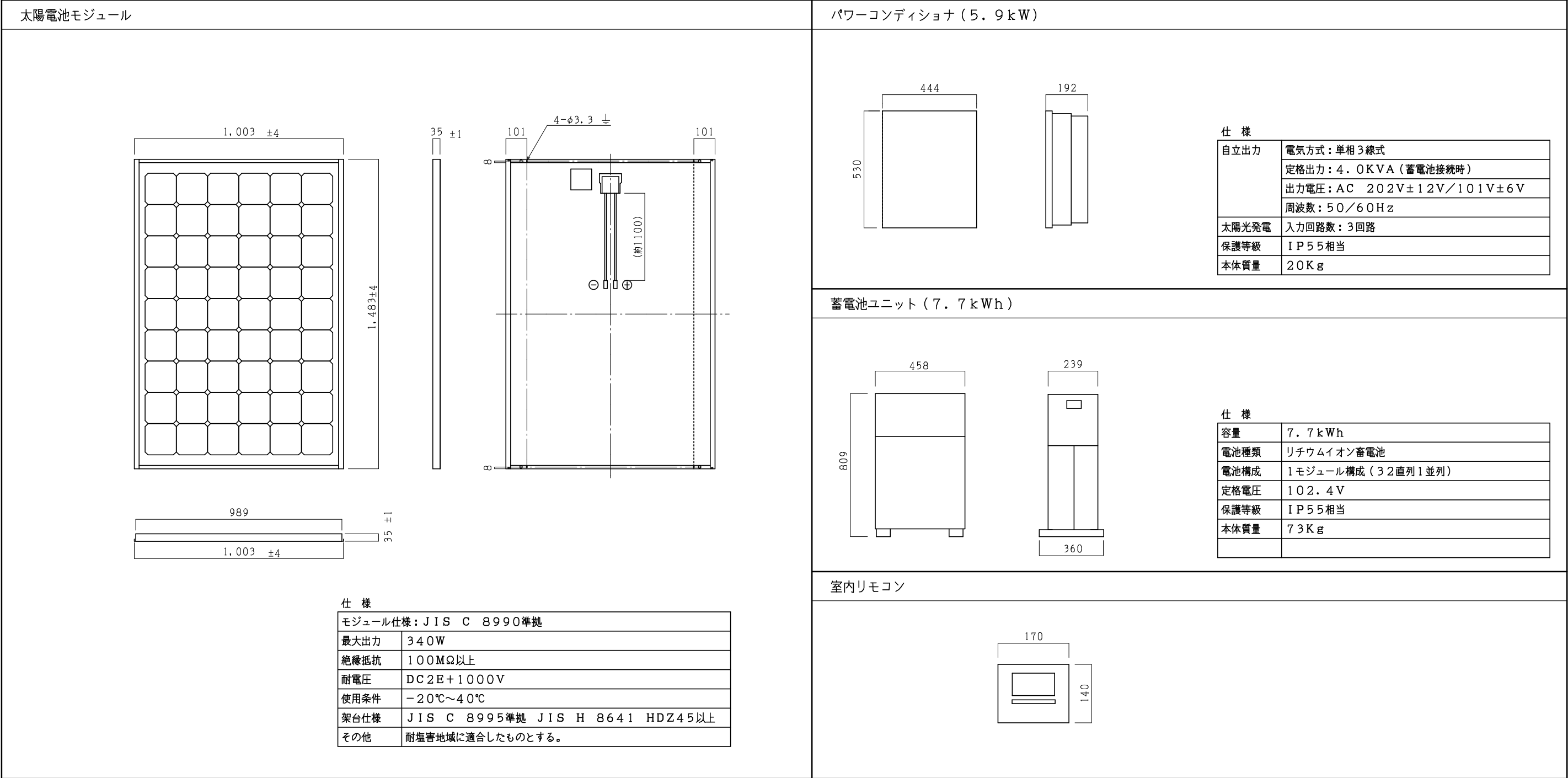
周辺見取り

今 回 工 事
1. 太陽光発電システム設置
2. 屋根改修工事

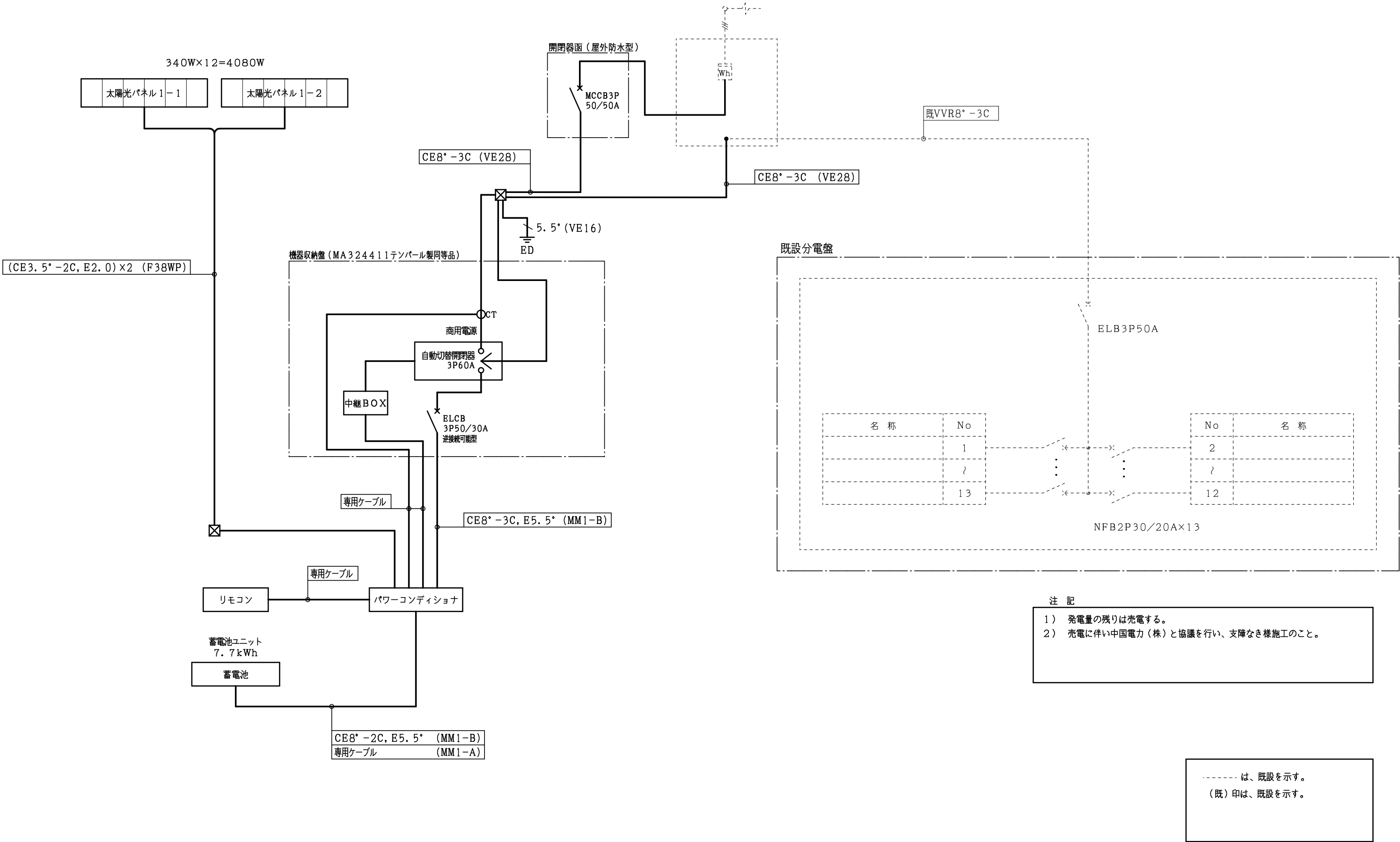


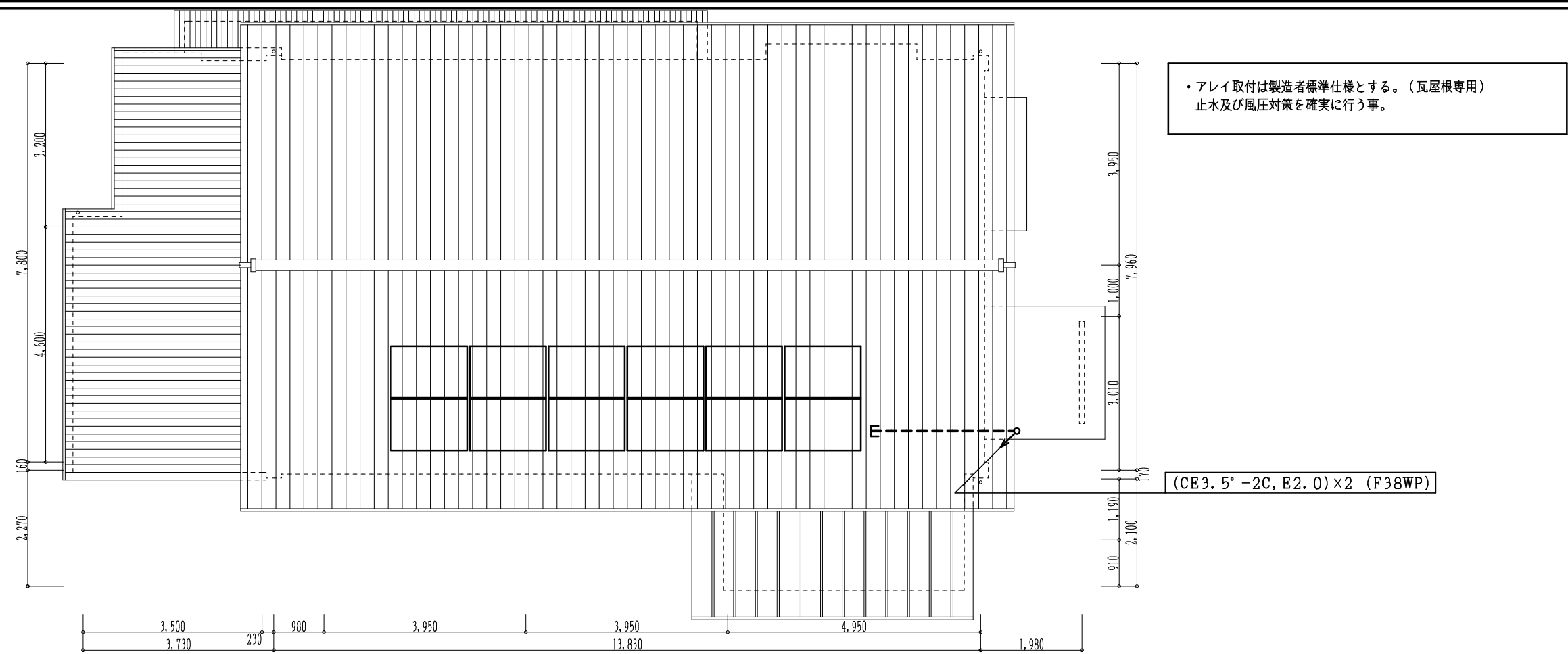
配置図 1/200



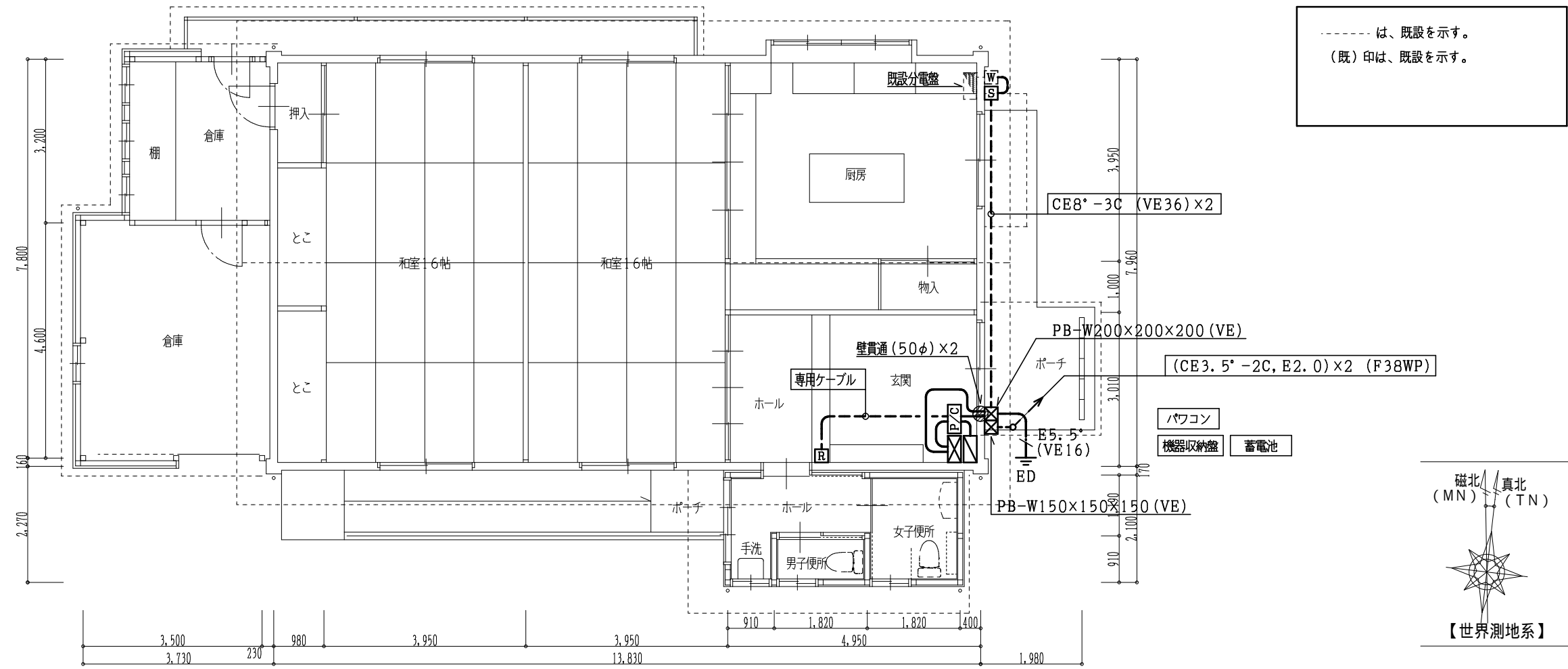


※姿図及び仕様は参考とし、メーカー標準品とする。





屋根伏図 1/100



平面図 1/100